

○西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成17年4月1日西海市規則第132号

改正

平成20年3月28日規則第37号

西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西海市条例第187号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第4条の規定に基づく指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

(利用の許可)

第3条 条例第6条の規定により西海市鳥崎釣船係留施設（以下「係留施設」という。）の利用を申し込む者は、利用の日の7日前までに西海市鳥崎釣船係留施設利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、利用に支障がないと認めたときは、西海市鳥崎釣船係留施設利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定による許可を受けた者で、その利用を中止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用者の心得)

第4条 係留施設の利用者は、市長の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用の際は、安全のための十分な配慮を行うこと。

(2) 利用を終えたときは、速やかに整理整頓を行うこと。

(指定管理者に管理を行わせる場合の本規則規定の読替え)

第5条 条例第4条の規定により係留施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、第3条及び第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号及び様式第2号中「西海市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、この規則の規定を適用する。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西海町釣り船係留施設管理規則（平成2年西海町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

西海市鳥崎釣船係留施設利用許可申請書

年 月 日

西海市長

様

住所

(申請者)

氏名

印

船 名			
漁船使用者の 住所及び氏名	住所： 氏名：		
利 用 目 的 (用 途)	1 係船 2 その他 ()		
船のトン数・ 長さ	漁 船	トン	
	漁 船 以 外 の 船 舶	メートル	
利 用 期 間	自	年 月 日から	日間
	至	年 月 日まで	
利用期間変更	自	年 月 日から	日間
	至	年 月 日まで	
添 付 図 面	位置図		
備 考			

(注) この申請書は、使用の日の7日前までに提出すること。

西海市鳥崎釣船係留施設利用許可書

西海水第 号

様

年 月 日付けで申請のあった西海市鳥崎釣船係留施設
利用については西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例第
6条の規定に基づき許可します。

年 月 日

西海市長



記

1 船 名

2 位 置

3 船のトン数・長さ

4 利 用 目 的

年 月 日

5 利 用 期 間

日間

年 月 日

6 使 用 料

円

7 そ の 他

- ・利用目的以外に使用しないこと。
- ・係留施設の保全、その機能の確保に努めること。
- ・係留施設を損傷したときは、その理由のいかんを問わず現状に回復し、関係吏員の検査を受けなければならない。
- ・市の事業の都合などで利用許可を取り消す場合もある。その際は、期間・使用料について、その都度協議する。